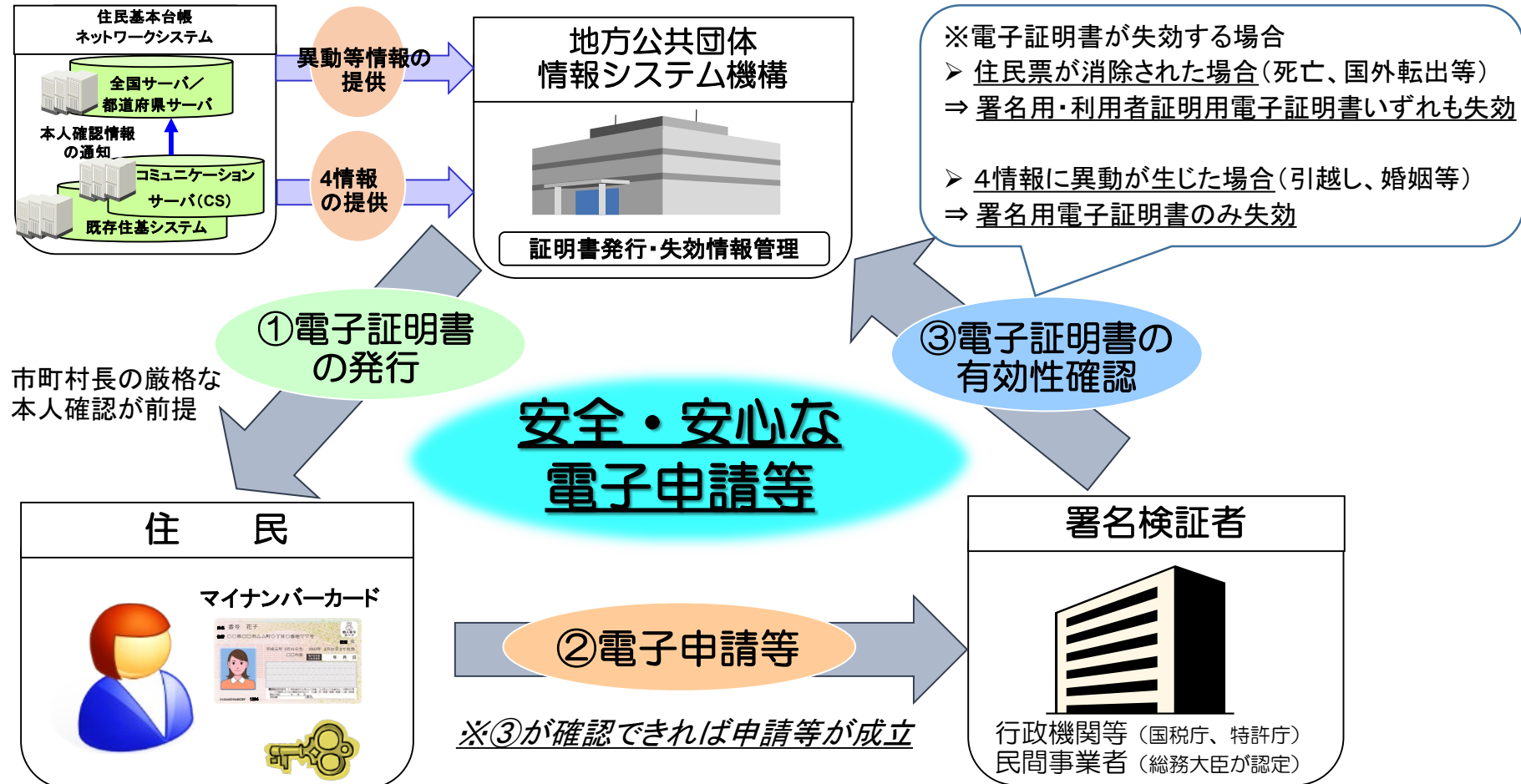


公的個人認証制度の概要について

ポイント

※公的個人認証とは、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」(平成14年法律第153号)による認証サービス

- 公的個人認証サービスは、電子証明書を用いて、成りすまし、改ざん、送信否認の防止を担保し、インターネット上での本人確認や電子申請等を可能とする公的なサービス。
- 電子証明書は、市町村が管理する「住民票」に基づき、市町村での対面による厳格な本人確認を経て発行。
- マイナンバー制度導入時に、マイナンバーカードに電子証明書を標準搭載し、公的機関に限られていた利用を民間にも開放。



選択したレベルに対応する本人確認の手法例の選択

【行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定（平成31年2月25日））抜粋】

表 2-3 保証レベルと手法例の対応付け（個人）

必要な保証レベル		オンラインによる手法例
身元確認保証レベル	当人認証保証レベル	
レベル3 対面での身元確認	レベル3 耐タンパ性が確保されたハードウェアトークン	レベルA
レベル2 遠隔又は対面での身元確認	レベル2 複数の認証要素	レベルB
レベル1 身元確認のない自己表明	レベル1 単一又は複数の認証要素	レベルC
該当しない	該当しない	レベルD

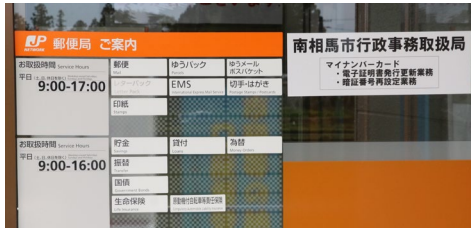
表 2-4 手法例と実現できること・特徴の対応表（個人）

	オンラインによる手法例	実現できること・特徴
レベルA	- マイナンバーカード（公的個人認証：署名用電子証明書）による身元確認でアカウントを作成し、アカウント作成後はマイナンバーカード（公的個人認証：利用者証明用電子証明書）の耐タンパ性ハードウェアトークンによる当人認証を実施。 - 申請データに対するマイナンバーカード（公的個人認証：署名用電子証明書）による電子署名を付与。 ※耐タンパ性ハードウェアトークン例： ーPIN＋ICカード（マイナンバーカード）	- 行政手続の対象者や行政手続を実施している者について、個人の基本4情報を毎回確認している。 - マイナンバーカード（公的個人認証：署名用電子証明書）の機能により付与された電子署名を検証することにより、非常に高い信用度で「身元確認」を行っている。また、耐タンパ性を有したハードウェアトークンにより非常に高い信用度で「当人認証」を行っている。

【参考】市町村の窓口以外で可能となっているマイナンバーカード関係手続（電子証明書関係）

○郵便局における電子証明書の発行・更新等（令和3年5月法律改正）

- ・ 令和3年デジタル社会形成整備法による郵便局事務取扱法の改正で、地方公共団体が指定した郵便局が実施できる事務に、電子証明書の発行・更新等に係る事務を追加。
- ・ カードの普及の進展、利活用シーンの拡大により、電子証明書の更新や暗証番号初期化の手続のニーズも増大すると考えられるところ、これらの事務を行う窓口体制の整備・強化を図ることを可能とした。



11

○顔認証技術を活用したコンビニでの電子証明書の暗証番号初期化（ロック解除）・再設定

- ・ 専用アプリにより、顔認証技術を活用した署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定（ロック解除）をコンビニで行えることとした。
- ・ 現在、全国のセブンイレブン、ローソン及び一部イオン系店舗でサービス提供中。

①スマホに専用アプリDL
スマホにカードをかざし、
4桁の暗証番号入力



②ICチップ内の画像を使用し
顔認証を実施



③キオスク端末にて、「4桁の暗証番号」を入力し、
暗証番号初期化(ロック解除)・再設定を実施

